2010年(平成22年)12月28日(火曜日)

ポイント 0

受け入れ可能性のある代替案提示も必要「京都議定書延長」への日本の反対に批判

0

民間セクター やNGO巻き込み制度設計を

蟹江 憲史 東京工業大学准教授

幕した。 (COP16)は、温暖化ガス変動枠組み条約締約国会議 日本は延長に強く反対し、 が一つの論点だった。しかし、 削減義務を延長するかどうか 義務を課すような「ポスト京 大量排出国に温暖化ガス削減 の削減について、京都議定書 催されていた第16 都」合意の見通しが立たない 結論を1年後に先送りして閉 に続く国際制度枠組み交渉の よう、京都議定書の下での メキシコで12月11日まで開 対策の空白期間を作らな 米国・中国といった 回国連気候

医抗性する可能性はほぼゼロを批准する可能性はほぼゼロを批准する可能性はほぼゼロを批准する可能性はほぼゼロを批准する可能性はほぼゼロを批准する。 能性も低い。だから議定書を 対策となりうるか疑問だから しかし米国が京都議定書

シャ

前面に出さずに交渉すること 設けている。しかし、 には日本と同様の前提条件を つことのなかった欧州連合 (EU)も「京都議定書延長 実は今回、批判の矢面に立

なるはずだ。 で活動する日本の産業界にも ことで、日本は環境にやさし ラスに働くソフトパワー -ジを確立することは、世界 ーダー国であるとのイメ を外向きに切り替える

る途上国や非政府組織(NG で、多国間外交で多数を占め 条件を

た日本のイメージを高めるこ

余念がなかった。 OP3交渉前に交渉シミュレ すべきであろう。EUは、C戦略・戦術面こそ、いま検討 ソフトパワーを高めるためのめ、国際政治における日本の ションまで実施し、準備に

には、受け入れ可能性のある 日本が採るべき戦術・戦略

中で、国際規範を形成し、 規制をベースとした国際制度 際合意形成を図ることは重要 約などの国際法)に基づく国 広げることで、ハードロー(条 %と同レベルの目標を世界に 標のレベルを上げ、日本の25 国を含めた国々の排出削減目 案なき主張は身勝手に映る。 もあろう。法的拘束力のあるであり、今後進むべき方向で へ向けた交渉を粛々と続ける 確かに米国をはじめ、新興

けることも含まれよう。代替代替案を提示し議論を方向づ ま

の移転、低炭素製品の国際的

は、各省の持ち寄りとすり合は、各省の持ち寄政策領域であり、具競合する政策領域であり、具政策など、様々な重要分野の政策など、様々な重要分野の政策など、様々な重要分野の

で、企業や民間セクター ない。とはいえ、 限り効果的な枠組みとはなら すれば、彼らを巻き込まない にすると、今度は気候変動対 べき企業の目的は営利なの 主役になる

にわたる十分な調整が行われ現状では戦略的見地から子細

が政治的に調整すべきだが、 ものとなる。大臣や政務三役 原則論を貫いて柔軟性を欠く の結果、日本のポジションも わせで決定されるからだ。そ

ているわけではない

に反対するというのは、

そもそも京都議定書の延長

準に達したもののみを認知す だ。追加的削減を生み出さな が、排出削減の観点からチェ条約事務局や国際機関など 実効性の高い国際パー の方法は、民間を巻き込んだ ックする仕組みを作ること シップを構築し、これに対し 、枠組みなら指導を加え、

政治本来

り、民間セクターである。と際に保有するのは企業であ でも、技術執行委員会や、気 候技術センターおよびネット 普及は、その一つである。 - クなどの設立が決められ しかし、低炭素技術を実

まず実効性ある提案 益の確保は難しくなる。 策という長期にわたる公共利 ジレンマを乗り越える一つ の姿を取り戻すべきだ。 略・戦術やアイデアは出てこ在の構造のままでは大局的戦 メリハリをつけない限り、現ある。政治判断で分野ごとの ろしていないことの象徴でも ないのは、政治主導が根を下 もかかわらず、各論に入るに中期目標も意欲的になったに る方針である。政権が代 党政権の時から掲げられてい つれて交渉方針が変わってい

みを一つの省として統合する としての気候変動への取り組 りの方法が考えられる。 りりち去が考えられる。一つ戦略的対策の推進には2通 日本では結局、

人局的な戦略・戦術を

もう一つのやり方は、対外

京都議定書発効へ向けてロ EUはロシアの世界貿易 不可能を可能にしていく 大局の中に多国間交渉を (WTO) 加盟を支援し

こそが、<br />
政治主導の神髄では<br />
である。<br />
それ

集めで終わる可能性も残る。 を向いたままの出向者の寄せが、日本では結局、出身各省 たやり方が普及しつつある 方法である。欧州ではこうし 分野横断的な長期的課題

会的アカウンタビリティー環境NGOも取り込めば、社

(説明責任)も増す。

る。プロセスの監視にたけた

政策や国内政策ごとに気候変 中心となり、交渉の隅々まで 各省が従うやり方である。政 門家を採用し、その旗振りに 動担当の政治的任用として専 方針を浸透させるやり方は米 府の方針を理解した専門家が

国的といえよう。

5

システム全体として問題

う。<br />
制度的分裂が起こらない<br />
解決を図れるようになるとい

機関 のはこうした戦略や戦術であ シアを批准に向かわせるた

のは得策ではない。

こうした交渉の構造は、

につけている。交渉力学や

の中期目標をみると、 検証すべき時が来ている。 は正しかったのか、きちんと を浴びた。果たして交渉戦略

げるような一つの枠組み」の主要排出国も意欲的目標を掲 書の下で削減義務を負う国々 構築である。現在、京都議定 日本の目標には前提条件が

日本の交渉戦略、戦術に問題 意欲的なものである。本来はどと並んで世界最高レベルの 0年比25%削減という日本の があったからだとみる。 ならなかったのか。原因は、 なぜ批判の風にさらされねば 目標は、ノルウェーや英国な **林贙されてしかるべき日本が** 世界各国の温暖化ガス削減

の27%にすぎず、 の排出量は、合わせても世界 ない枠組みが有効な温暖化 米中が参加

斌 المقال 品 原則 高 〕

反対」の根拠だ。 延長しても前提条件を達成で しかし注意すべきは、前提 これが日本の「延長

いる。

いためには、

けの25%削減は経済利益を損 を守る戦略であろう。日本だ向けさせるというのが、国益 論の批判の矛先を米国などに が低いために国内産業界を説 る準備はあるが、他国の目標 まり、日本は意欲的対策をと られてしかるべきである。つ的目標を掲げない国々に向け う点だ。批判の矛先は、 本にはなく、他国にあるとい 条件を達成できない理由は日 しきれないとして、国際世 意欲

2020年削減目標

主要国の温暖化ガス削減中期目標

[33] 90年 34% ノルウェ・ 90年 オランダ 90年 30% K 2005年 17% [14]

1990年 25% (主要排出国も同レベル目標で一つの枠組みとすることが条件) 木 90年 20~30% (他の先進国も同 レベル目標かつ途上国も十 分な対策なら30%) U 30~40% (主要排出国によ る削減目標合意なら40%)

> 05年 GDP当たり40~45% 05年 GDP当たり20~25%

インド (出所)各国公表資料などを基に筆者作成

術に「日本が不当に高い目標れていた。EUの巧みな交渉 年のCOP3京都会議でも表 ルば、原則を貫き、<br />
孤立する日本の存在感に鑑み O)といった国際世論を味方 政府や産業界に根強く残って をのまされた」という見方は、 同じことを繰り返さな 交渉を有利に進 え難い。 そもそもコンセンサ 数年間で生み出されるとも考 する現状を鑑みると、よほど の本質や、政治的意思が停滞 の本質や、政治的意思が停滞 とは国益にもなる。 成が不得手だからである。 国際規範作りは得意である スを重視する多国間交渉は、 い限り、真に気候変動対策と の被害を伴う気候変化でもな 強い執行力を伴う合意形 だとすれ

解決能力にも優れている。制

中央集権的制度に比べ、自律

制度研究の知見によれば、

起きやすくなり、またより多 度的イノベーション(革新)も

くの行為主体を巻き込みなが

分野を見いだ 着を待たずと 極的に提案す 高い制度を積 に必要となる しろ低炭素化 論議の決 いずれに 置が制度設計のカギとなる。 する今日、 環境ガバナンス(統治)に関与 なりうる。 ットワークに基づいたパ よう制度設計することで、ネ シップは、頑強な対策と

適材適所の役割配 多様な行為主体が

ば、低炭素技になる。例え 術の開発や普 くなっている。

E

処方針には構造上取り入れ難 な代替案は、現在の日本の対 しかし、ここで述べたよう **気候変動政策** 

地球環境政治 ・ のりちか ・ 89年生 ・ のりちか ・ 89年生 ・ のりちか ・ 89年生 ・ のりちか ・ 89年生 ・ 84年 ・ 取・メデ